

- ①暴力と健康権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）について
- ②暴力と薬物の低年齢化について
- ③男性・男子の被害について

○これまでの審議会において発言された内容について

- ①
 - ・若い母親、DVで悩んでいる方もネットから情報を得ている。
 - ・リプロダクティブ・ヘルス/ライツの「生涯にわたる 健康の保持・増進」と「男女間のあらゆる暴力」と関連性、健康権利を考える上で重要。
- ②
 - ・大阪府内すべての性暴力被害者を一カ所で救援する性暴力救援センター大阪（SACHICO）での被害の65%が二十歳までの子どもたちである。学校の先生に言えない、性的なことを聞くことがなかなかできないと話している。
 - ・親や先生に相談できないでセンターに来る子どもたちの中には、ネットで調べてこのセンターを知る。子どもたちはネットから情報を得ていることが多く、また、ネットから被害を受けている。子どもたちへ有益な情報を提供することが大事かと思う。行政の啓発方法としてネットでの情報提供を考えてはどうか。
 - ・リベンジポルノなどネットが性暴力の手段となることもあるが、誰にも相談できない、どこに頼るかわからない人たちがネットの中に情報を求める。行政も紙媒体よりもネットで有益な情報を提供してはどうか。特に若い人は紙媒体を見ない。すべての情報をネットから取り入れている。
 - ・19歳までを対象に実際に被害にあっている子どもたちの救援（相談）センター「サチッコ」では、男子、女子含めて、いじめの問題、性虐待・性暴力の問題、両親のDVで困っているという相談など非常にたくさんの電話が架かってくる。
 - ・暴力と薬物では、「性暴力救援センター SACHICO」においても小・中学生が危険にさらされているという現実があることから、もう少し具体的にしたほうが良いのではないか。今後、大阪府内の子どもたちに関する具体的な数字を用意したい。
- ③
 - ・刑法が改正、施行。今後は 男性、男子の被害にも取り組んでいかなければならないと考える。

○これまでの審議会において報告した事業について

※男女共同参画推進プラン（第2期）の推進状況調査結果より

- ①
 - ・女性相談窓口の充実に向けた取組（1回/60分/3枠）
 ※平成26年度より月2回の相談日を専門女性相談員のみで対応
 平成27年度より月3回に拡充
 - ・平成23年度に、男女共同参画啓発冊子きらりHABIKINO（VOL.19）にて「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」に関する啓発冊子を作成、配布
 - ・男女共生セミナーにおいて、市民一人ひとりが生涯にわたっての性や健康に関する正しい意識や知識を持ち、男女がお互いの性を尊重し、自身の健康を享受できるよう支援する講座を開催

- ②
 - ・平成20年度に、男女共同参画啓発冊子きらりHABIKINO（VOL.15）にて「デートDV」に関する啓発冊子を作成、配布（解説重視）
 - ・平成22年度に、男女共同参画啓発冊子きらりHABIKINO（VOL.18）にて「本当の恋愛って・・・ デートDV」に関する啓発冊子を作成、配布（チェックシートでより分かりやすく）
- ③
 - ・小・中学校の男女共生教育の中で、「生と性」についての学習を実施
 - ・健康増進課による全中学校の3年生を対象とした思春期教育を実施（地域の助産師により「命の大切さ」、「性感染症」、「悩んだ時の相談先」などを講義）
 - ・平成21年度に、男女共同参画啓発冊子きらりHABIKINO（VOL.16）にて「HIVエイズ」に関する啓発冊子を作成、配布

「大阪府内の男性相談の窓口」

男性相談を実施している ⇒ 大阪府内では、9市

- ・専用電話相談 9市（男性相談員対応）
- ・専用面接相談 2市（男性相談員対応）

「男性相談に関する本市の対応」

平成23年度から現在までに対応した相談について

- ・男性自身の相談 2件 ①本人（母同伴） ※面接：女性職員対応
②本人 ※面接：男性職員対応
- ・知人女性のことで相談 3件 ※電話：女性職員対応
- ・母のことで相談 1件 ※面接：女性職員対応
- ・娘のことで相談 1件（娘に同行） ※面接：女性職員対応

【第3期プランの内容】

基本目標4 基本方針1「生涯を通じた健康支援」 【プラン：43ページ】

女性のリプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康／権利）について啓発するとともに、エイズや性感染症等の対策を進めていきます。また、女性に特有の疾病の予防や、思春期や更年期などライフステージに応じた健康支援の充実を図ります。さらに、市民が生涯を通じて健康を保持できるよう、生活習慣病予防などさまざまな情報提供や健康相談事業を実施し、男女の性差に応じて主体的に心と体の健康づくりに取り組めるよう支援していきます。

基本目標5 基本方針1「DV、性暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの防止に向けた意識啓発と被害者支援」 【プラン：49ページ】

あらゆる暴力を容認しない社会を形成するため、DVや性暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの暴力（リベンジポルノ*、サイバー・ストーカー等のネット上の暴力を含む）の根絶に向けて、さまざまな情報媒体を活用した情報提供や講座・講演会等による啓発活動に取り組み、DVなどのあらゆる暴力防止への理解を深めるための研修を実施します。

また、DV等被害者に対する相談体制を充実するとともに、配偶者暴力相談支援センターの設置を検討するなど、安全を確保できるよう適切な支援体制を整備していきます。

さらに、デートDVの問題も深刻となっていることから、若い世代への予防教育にも一層取り組んでいきます。